

新型コロナウイルス感染予防対策行動

より実効性及び効果的かつ安全な感染予防策を形成し、さらなる樹木の保全・保護の役割を果たし続ける目的を持って、ここに新型コロナウイルス感染予防対策を決定する。

第一章

基本方針

1 予防策の整備

新型コロナウイルス感染症に対する実効性のある予防策を整える。感染予防の資材等を常備して、整えた予防策を実行に移す。

2 事業の継続

感染予防を徹底しつつ、事業を継続する。
事業の継続はコロナウイルス対策の貢献、医療現場の医療現場の負担軽減となる。

3 樹木剪定、樹木診断・樹木治療執行機関としての責任

樹木の倒木枝折れ被害などによる、負傷者発生を防ぐことを目的に樹木診断、茂った樹木の改善また茂った樹木による密集状態でのウイルス拡大の改善、薬剤散布などと言った治安支援活動は緊急事態応急対策であり、塩田剪庭園は樹木問題の部分で樹木剪定、樹木診断・樹木治療執行機関並びに緊急事態応急対策拠点の執行機関としてその役割を担い、皆様にお役に立てるよう尽力することに繋げる。

第二章

塩田剪庭園の予防策

コロナウイルス感染予防行動の基本方針により、以下の予防策を実行する。

1 一般的な予防行動

1-1

人が大勢集まる場所（繁華街、観光地等）への外出は極力控える。
必要事由で出かけた際は、アルコール除菌剤等を持ち歩き、常に利用する。

1-2

帰宅後は手洗いを徹底する他、アルコール除菌剤等を使用する。

1-3

極力、マスクを着用する。

1-4

効果は期待できないかもしれないが、喉スプレーを不定期で使用する。

2 現場での対応と現場外で作業中による総合的対応

2-1

塩田剪庭園が開発した「Infection control command system（感染予防総合調整システム）」を展開させる。

2-2

アルコール除菌スプレー及びアルコール除菌剤を多数購入・常備して最大限活用する。

2-3

感染予防のため、樹木内科・外科医、樹木剪定士、医療捜査官としての全能力を解放する。
その過程で躊躇する事なく、必要であれば薬剤散布、樹木診断、密集改善のための剪定や工事等を実行する他、自然観察を通じて感染予防になる行動を把握して自ら実行すると共に情報を提供する。

2-4

感染予防のため、樹木内科・外科医、樹木剪定士、医療捜査官としての技能、知識、経験を活かし、行政機関、その他個人から樹木分野からの感染予防行動に関する情報提供及び指導を求められた場合、これを受け入れ提供する他、指導員もしくは指導役を務めるものとする。

2-5

現場において、不定期でアルコール除菌剤等を使用する。
車両に乗り込み前にアルコール除菌剤等を使用し、降りる際も使用する。

2-6

現場到着時、作業前にアルコール除菌剤等を使用して作業に取り掛かる。

2-7

効果は期待できないかもしれないが、喉スプレーを不定期で使用する。

2-8

現場に行く前・帰り時の服を着替える。若しくはジャケットは出勤帰宅用と現場作業用に分けて使用する。

2-9

多くの人が集まる会議、イベント等は延期若しくは中止を検討し、可能な限り中止にする。